

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

－ 平成 27 年度税制改正の解説(資産課税) －

平成 26 年 12 月 30 日に平成 27 年度税制改正大綱が公表されました。今回は、主に資産課税の改正について解説したいと思います。

1. 住宅取得等資金の贈与の非課税特例

(1) 平成 26 年末までの住宅取得等資金の贈与の非課税特例

平成 24 年 1 月より平成 26 年 12 月末までの期間において、直系尊属(父母、祖父母等)からの贈与により、自己居住用に建物の新築、取得または増改築を行うために贈与を受けた場合に、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となっていました。当該特例の対象者の要件としては、下記の通りとなります。

- 贈与を受けた時、日本国内に住所がある者。又は住所がないが日本国籍を有し、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有する者。又は日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が日本国内に住所がある者。
- 贈与者の直系卑属(子、孫等)に該当する者(配偶者の父母等は除く)
- 贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上である者
- 贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下である者
- 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに贈与を受けた全額を住宅用建物の新築、取得または増改築をする者。

なお、平成 26 年中の住宅取得に係る贈与の非課税金額は、省エネ等住宅は、1,000 万円、それ以外の場合は 500 万円となっています。それに加え贈与税の基礎控除の 110 万円を上乗せして利用すること、及び、相続時精算課税制度の特別控除額 2,500 万円に加算して非課税枠として利用することも可能であります。

当該特例の適用を受ける場合、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日に、贈与税申告書に添付書類を付けて提出することが必要となります。

(2) 平成 27 年 1 月 1 日からの改正について

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税に関して、拡充、延長の改正が予定されています。平成 26 年 12 月 31 日に当該特例の期限が到来することを踏まえ、当該特例を平成 31 年 6 月 30 日まで延長することになり、加えて非課税限度額を良質な住宅用家屋(省エネ住宅等)の場合は最大 3,000 万円まで拡充することになりました(良

質な住宅用家屋等以外については最大 2,500 万円まで)。なお、非課税額の詳細は以下の通りです。

(イ) 住宅用家屋の取得等に係る対価の額等の消費税等の税率が10%の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

(ロ) 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

2. 結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人(20歳以上50歳未満の者に限る)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が贈与した場合において、金融機関等に信託等をした場合に限り、1名につき1,000万円(結婚に関連する費用については300万円が限度)までの金額に対しては、贈与税が非課税となります。

贈与を受けた者は、当該特例の適用を受ける事を明記した贈与税申告書を、金融機関等を所轄税務署長に提出する必要があります。

当該非課税措置について、上記の結婚に関する費用以外にも、出産費用や子供の医療費及び保育料等も対象となっております。

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、直系尊属から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合には、それらの信託受益権や金銭等の価額のうち 1,500 万円までが非課税となります。

孫などが 30 歳に達した場合には、教育資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額(学校等以外の者に支払う金銭については 500 万円を限度とします。)を控除した残額がある場合には、その残額について教育資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を金融機関等を経由して所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3344 号
- 国土交通省ホームページ 平成 27 年度税制改正
- 文部科学省ホームページ 平成 27 年度税制改正
- 平成 27 年度税制改正大綱 自由民主党・公明党

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務